

指定障がい福祉サービス事業

短期入所事業のご案内



地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

日本海総合病院短期入所事業所

〒998-8501 山形県酒田市あきほ町30番地

TEL 0234-26-2001 (代表) FAX 0234-26-5137

<http://www.nihonkai-hos.jp/hospital/>

〇はじめに

当事業所では、在宅で療養されている障がい児（者）を対象に、次のような事情でご家族が介護できない場合に、短期入所を行っております。

- 保護者の冠婚葬祭への出席
- 保護者、兄弟等家族の病気、事故、入院の付添い等
- 母親の出産等
- 保護者の休養、旅行等
- その他（兄弟姉妹の学校行事参加等）など

1 ご利用できる方

(1) 18歳以上の方

- ① 区分6に該当し気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
- ② 区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している方、または区分5以上に該当する重症心身障がい者の方

※ 区分とは、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条に掲げる区分を指します。

(2) 障がい児の方

重症心身障がい児の方

2 ご利用の流れ

(1) 事前手続きについて

お住まいの地域にある福祉事務所または市役所等の福祉担当窓口でご相談の上、「障がい福祉サービス受給者証」を受領してください。

(2) 事前診察について

日本海総合病院受付：短期入所担当(0234-26-2001)までご連絡ください。
事前診察のための予約調整を行います。事前診察は、利用される方の状態把握のために小児科医師または神経内科医師が行います。

詳しい時間については、改めて当事業所からご連絡いたします。

(3) 契約について

事前診察後、ご利用できる状態と認められたときは、重要事項説明書に基づいて説明を行い、契約いたします。

3 利用可能なベッド数

小児科・神経内科合わせて2床です。ベッドの空き状況によってはご利用できない場合もあります。

4 入所可能な期間について

原則、5日以内になります。

入所日は、土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除いた日になります。

5 ご利用時に準備いただくもの

① 印鑑、障がい者福祉サービス受給者証、健康保険証、母子手帳、お薬手帳

② 現在服用している飲み薬、坐薬など

※ 1回分ごとにまとめ、服用日時を記載の上、持参していただきます。

③ 医療材料（カテーテルなど）

④ 衣類（入所期間に見合った枚数）

⑤ 日用品（紙おむつ、ティッシュ、歯ブラシなど）

※ 入所日数分より多めに持参をお願いします。

⑥ その他、日常使用しているもの

6 入所の際の費用

① 利用料（障がい福祉サービス受給者証に記載されている区分ごとの限度額）

② 食事代（病院食の場合、1食あたり260円）

③ その他、必要な実費を負担していただくことがあります。

7 ご利用にあたっての注意事項

① 短期入所サービス中は、保険診療行為を行うことができません。

② ご利用にかかる送迎は行っておりません。ご家族でお願いします。

③ 入所は午後2時、退所は午前10時です。

④ 入所中、状態に変化などがあったときはご家族に連絡をすることがあります。

常に連絡が取れる状態にしていただき、ご来所くださるようお願いいたします。

⑤ 他の入院患者の療養の妨げ（大声を出したり、動きまわるなど）になるような場合は、ご利用できません。

＝受付窓口＝

日本海総合病院 受付：短期入所担当 0234-26-2001（代表）